

385.8
H94

明治年中行事 全

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



垂
公
輶

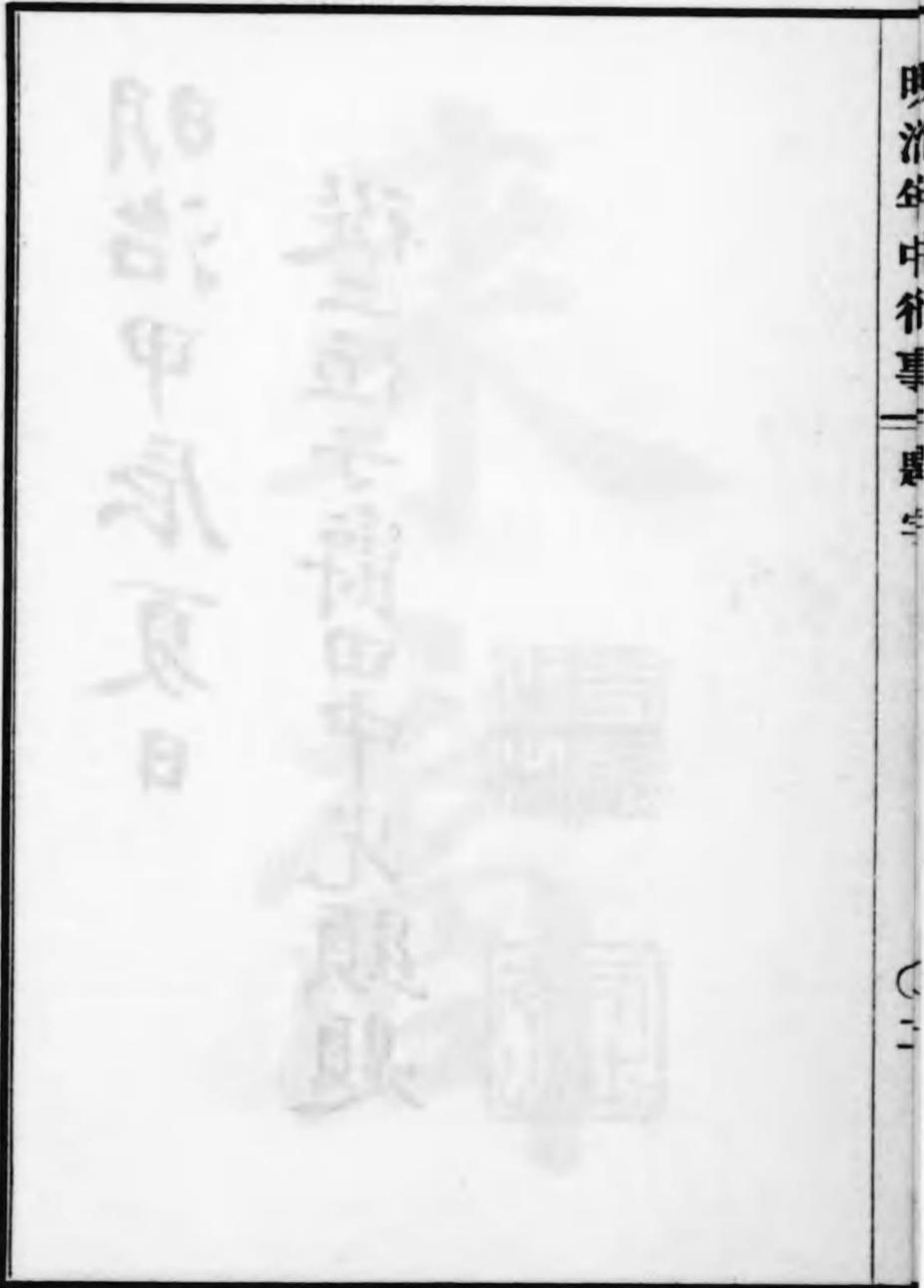


來
衣
酒

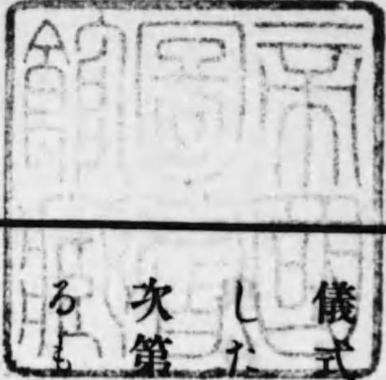
明治甲辰夏日

從二位子爵田中光顯題





385.8
H94



而より緒言 暇を致し五ノノ年中行事

宮中にて行ひ給へり七年中の公事は大寶令貞觀

儀式延喜式にも見えたるを専ら其の事のみを記

したるは弘仁の内裏式を始め北山抄西宮記江家

次第公事根源等の書あり中にも年中行事と題せ

るもの古きには建武年中行事あり近きには嘉永

年中行事あり此の諸書には詳畧もあり異同もあ

ることながら此れに由りて御代御代の沿革を窺

ひ知ることを得べきなりさて明治の御代となり



ては久しく廢れたるを興し神祇祖宗を崇敬し給ふべき道を盡し給ひぬれども佛道陰陽道に因みたること又五節供の如き故由のさだかならぬことどもはいたく省き給ひたれば古の年中行事にかはりたること少からず先に余が女子高等師範學校長たりし頃生徒の爲に祝日祭日の由來を講演せしを輯めて摺卷とせるものあり題して祝祭日講話と曰へり此れ大方世の人の知れる所なり而して祝祭日の御次第は正しく年中行事なれど

も年中行事は祝祭日に限れるものに非ず因りて此の度は講話に洩れたる事共を取り集め且は講話の要をも摘みて一つの摺卷とし題して明治年中行事と曰ふ此の書に述べたるは大凡の事にしあれど我が皇國風の千早振神の御代より萬代かけて常磐に堅磐に動きなき様より明治の御代の彌増に開けゆくに付けて損益し給ひたる様までを遍く世の人人に知らしめんことを願ふになん

明治三十六年

細川潤次郎識

は新年式の一つなれば載せざるを得ず、且、日、月、の別、
 一行事に關する時刻はそれ、く、定まりたることながら、是
 まで御都合に由りて變更せしこともあれば將來とても
 變更せずと曰ふべからず、因りて此の書中には一切之を
 省きて單に時刻とのみ記せり、時刻を知らんと欲するも
 のはその時の官報に付きて見るべし、只大畧を撰ぶるの
 大畧の成るおまじ、う、了、延、進、する、演、講、ある、事、も、御、朝、の
 異、論、了、了、世、の、人、の、心、を、了、了、す、る、事、も、御、朝、の、時、
 一、其、の、書、に、官、中、に、了、了、す、る、事、も、御、朝、の、時、

凡 四

明治年中行事目次

四方拜……………一頁

一日祭……………二

朝賀……………三

二日祭……………五

三日祭……………五

元始祭……………六

政始……………一

新年宴會……………二

御講書始……………一四

| | | |
|-------------------|-------|----|
| 陸軍始 | | 一五 |
| 英照皇太后祭 | | 一七 |
| 歌御會始 | | 一七 |
| 孝明天皇祭 | | 一九 |
| 祈年祭班幣 | | 二一 |
| 紀元節 | | 二四 |
| 賢所神殿祈年祭 | | 二六 |
| 仁孝天皇祭 | | 二七 |
| 皇靈祭 | | 二八 |
| <small>春季</small> | | |
| <small>秋季</small> | | |
| 神武天皇祭 | | 三〇 |

| | | |
|--------------------|-------|----|
| 觀櫻會 | | 三一 |
| 皇后陛下御誕辰 | | 三二 |
| 神宮月次祭 | | 三四 |
| <small>十二月</small> | | |
| 節折 | | 三六 |
| <small>十二月</small> | | |
| 大祓 | | 三七 |
| <small>十二月</small> | | |
| 神嘗祭 | | 四一 |
| 天長節 | | 四四 |
| 觀菊會 | | 四六 |
| 鎮魂祭 | | 四八 |
| 新嘗祭 | | 五一 |

明治年中行事 一
後桃園天皇祭……………五五

光格天皇祭……………五六

御神樂……………五七

除夜祭……………六一

新嘗祭……………四一

大塚六十二日……………三九

前六十二日……………三九

幅宮氏六十二日……………三九

皇親御事……………三三

御事……………三三

明治年中行事

細川潤次郎輯

四方拜

一月六日の早旦四方拜の御儀あり當日午前時刻神嘉殿の

前庭に幄を設け其の中に簀薦を敷き屏風を立て廻らし御

座を設けて御拜所とす時刻に至り陛下出御在らせ給ふ宮

内大臣若しくは次官侍従長書記官侍従式部官近衛士官等

供奉す侍従は祭服武官は正装自餘の人人は皆大禮服なり

陛下賢所の綾綺殿に臨御ありて御束帶を着させられ御拜

所に入らせ給ふ御裾御劍御笏御草鞋等は侍従仕へ奉る伊



明治年中行事

勢皇大神宮天神地祇を拜し又神武天皇の御陵孝明天皇の御陵を拜し給ふ由なり畢りて入御在らせ給ふ
按ずるに此の四方拜の御儀は宇多天皇の寛平年中に始まれる由は天皇の御紀に仁和五年正月元日寅の刻天地四方山陵を拜し給ひしことを載せたるにて知るべし又同じ天皇の實録に寛平二年正月朔旦四方拜如例とあり仁和五年は即寛平元年なれば二年にも元年の如く行ひ給ひたりと見ゆ委しくは祝祭日講話に載せられたれば考へ合すべし此の時天地山陵を拜し給ふことの外に屬星を拜し給ふことありて江家次第等の書に載せたり當時陰陽家の説盛に行は

れたれば宮中にも此等の事を行ひ給ひつるなるべし又元日には御薬を供することありき御薬とは屠蘇白散度嶂散を謂へり又御膏薬を供し奉りき此等は弘仁年中より始まりたる古き例ながら今は渾へて行ひ給はず

一日祭

一月一日の朝賢所皇靈殿神殿に於て歳首の御祭典あり之を一日祭と曰ふ此の一日祭と二日祭と三日祭とを合せて年頭祭と曰へること明治四年頃の記録に見えたり當日午前時刻三殿の御裝飾仕へ奉る次に式部職官員着床次に三殿の御扉を開く此の間樂を奏す次に神饌を供す此の間も

亦樂を奏す次に祝詞を奏す以上の御次第は四方拜に先ち
掌典長以下をして之を行はしむ四方拜の御儀畢りて後陛
下賢所に出御御玉串を奉り給ひ且御鈴の儀あり次に皇靈
殿次に神殿の御拜あり此の間着床の諸員皆起立す畢りて
入御次に神饌を撤す此の間樂を奏す次に御扉を閉づ此の
間も亦樂を奏す次に各退出す

按ずるに明治以前賢所に於ては節朔祭と曰へることあり
又旬祭と曰へることあり節朔祭とは五節旬の類と毎月朔
日の御祭典とを謂ひ旬祭とは毎月一日十一日二十一日の
御祭典を謂へり一月一日の御祭典は即此の節朔祭旬祭の

一つにして歳首に行はるる者なり禁祕御鈔賢所の條に每
月一日神供廿合也自臺盤所紙二帖内藏寮絹五疋幣帛串八
筋黒塗平文也とあり江家次第之に同じ又公事根源内侍所
御供の條に是は毎月に供せらるるなり寛平年中に始まる
とあり此等の書に據れば賢所一月一日の御祭典の由りて
來るその遠きを知るべし而して明治以後には賢所に止ま
らず皇靈殿神殿までも同時に祭らせ給ふこととなれり其
の故は御東幸の後神祇官を置き八神を鎮齋し給ひし時併
せて御歴代の皇靈を御親祭在らせられ明治四年には皇靈
を賢所に遷し奉りて御同殿となし給ひ三殿合一の有様に

なり給ふに由り古來傳はりたる賢所の御祭典を皇靈殿神
殿にまでも行ひ給へるものなるべし
○朝賀
一月一日の早旦四方拜の御儀及び一日祭の御儀俱に畢り
て晴御膳の御儀あり此の儀も畢りて群臣の朝賀を受けさ
せ給ふ陛下御正装にて皇后陛下と共に正殿の御座に立た
せ給ふ皇族の御方方は御側に列立せらる式部の官員は正
殿の入口に立ちて群臣を指導す時刻に至り親王同妃宮内
の親任官公爵從一位勳一等等官侯爵正二位二等官同夫
人並に奏任官等の拜賀あり其の後大勳位親任官公爵從一

位勳一等等官侯爵正二位二等官麝香間祇候錦鶏間祇候
同夫人准勅任雇外國人同夫人神佛各宗派管長三等官奏任
待遇の拜賀あり又其の後各國公使公使館員同夫人の拜賀
あり其の後更に勳三等以上外國人同夫人准奏任雇外國人
並に勳四等以下勳六等以上外國人の拜賀あり自餘の朝賀
に與るべき者は翌二日を以て拜賀の禮を行ふ二日の御次
第は一日にかはることなし
東宮御所に於ても亦群臣の拜賀を受けさせ給ふ其の時刻
と拜賀に與るべき人員とは官報に見えたり
按ずるに朝賀は朝拜とも賀正とも曰ふ神武天皇御即位の

明治年中行事
時より以來歴朝相承けて此の禮を行ひ給ひ孝徳天皇の御代よりは天皇太極殿に御して群臣の拜賀を受けさせ給ひ嵯峨天皇の御代に至り其の儀大に備はりて御即位の儀と同じくなりぬ詳なる事は内裏式に見えたり延喜天曆の頃より小朝拜といふこと始まりて正式の禮を行ひ給はざる時私の禮を以て天皇を拜することありしが後には小朝拜のみとなりて清涼殿に於て行はれたり其の後沿革甚多くして悉く擧ぐるに遑あらず明治中興の後も時時變更ありつれど其の儀漸く備はりて現行の制とはなれり古昔元日朝賀の時に當りて奏賀奏瑞と曰ふことありき奏

賀とは新年の祝詞を奏するを謂ひ奏瑞とは瑞應の事を奏するを謂ふ朝賀の儀畢りて天皇豊樂殿に遷御あり爰にて中務省より七曜御曆を進むることあり宮内省より冰様とて積氷の厚さを奏することあり太宰府より腹赤御贄を上ることあり又群臣に酒饌を賜ふことあり元日若し上の卯の日に値るときは御杖を獻ぜしむることさへありつれども今は渾へて行ひ給はず但群臣に酒饌を賜ふことは五日の新年宴會に於てせらる

二日祭

一月二日賢所皇靈殿神殿の御祭典あり之を二日祭と曰ふ

其の御次第は略一日祭に同じ但掌典長以下をして之を行はしむ

按ずるに一月一日賢所の御祭典は一日祭の條に述べたるが如く古例なりと雖も二日三日の御祭典は古書に見えず而して明治四年頃よりは賢所に於ける御祭典の外神祇官に於て八神天神地祇皇靈の御祭典ありて神饌を供し祝詞を奏することありし由此の頃の記録に見えたり然るときは二日三日の御祭典は明治の四年頃に始まりつるにや

三日祭

一月三日にも亦賢所皇靈殿神殿の御祭典あり之を三日祭

と曰ふ其の御次第は二日祭に異なることなし但此の御祭典は元始祭に先ちて之を行ふ

三日祭の起原及び沿革は二日祭の條に就いて見るべし

元始祭

元始祭は一月三日を以て行はる當日時刻御殿の裝飾仕へ奉る大眞賢木を御門の左右に建つること恒の如し次に宮内の官員着床次に三殿の御扉を開く其の間樂を奏す次に神饌及び御幣物を供へ奉る此の間も亦樂を奏す畢りて御内陣に御座を設く時刻陛下出御在らせ給ふ親王内大臣宮内大臣各大臣以下近衛士官等供奉す侍従は祭服武官は正

装自餘の官員は皆大禮服を着す陛下は賢所の綾綺殿に臨御して御束帶を着けさせ給ひ御手水畢りて賢所に進ませ給ふ掌典長御先導侍從御裾御劍御笏を捧げて扈從す夫より御幌の内に入御其の後の御儀は臣下の窺ひ奉るべきに非ずと雖も御玉串を奉りて御拜在らせられ御告文を奏させ給ひ又御鈴の儀ありとかや畢りて皇靈殿に進ませ給ふ其の儀は賢所の如くなれども御鈴の儀なく又神殿に進ませ給ふ其の儀皇靈殿に同じ畢りて入御次に皇后陛下皇太子皇太子妃の御拜在らせらる次に親王大臣親任官勅任官並に宮内官員の拜禮あり畢りて神饌及び御幣物を撤す此

の間樂を奏す次に三殿の御扉を閉づ此の間も亦樂を奏す御祭典此れにて一たび畢り正午より更に三殿の御扉を開く有爵者以下判任准判任官等の參拜あり畢りて三殿の御扉を閉づ此れにて元始祭の御儀全く畢る

按ずるに此の御祭典は明治五年の正月三日に始まり賢所皇靈殿神殿は皇位の元始若しくは皇位の元始に縁ある御事なれば報本反始の義に本づきて御親祭在らせらるるなり元始の字は古事記の序文に元始綿邈、賴先靈、而察生、神立人之世と曰へる語より出でたりとぞ此れより先き明治三年神祇官御再興の時八神天神地祇及び歷朝の皇靈を御

鎮齋ありて歳首に皇位の元始を祝ひ奉り給へり翌四年正月三日前年の例に依り神祇省に行幸座し座して御親祭在らせられ五年の正月三日よりは元始祭の名稱も定まりて年年の御例となれり此の時賢所及び皇靈殿は宮中に在りし故先宮中にて二殿の御親祭を行ひ給ひ次に神祇省に行幸座し座して八神天神地祇を祭り給へりかくて同年四月八日には八神天神地祇宮中へ御遷座あり同年十一月八神天神地祇の兩座を合せて單に神殿と稱し奉らる而して同六年一月三日には宮中に於て賢所皇靈殿神殿の三殿を祭り給へり此れを現行御祭典の始とす其の後皇居炎上に由

りて赤坂の假皇居にて御祭典を行ひ給ひしが同二十二年新宮に遷幸の後は今の宮城にて行ひ給へり此の御祭典は上に言へるが如き近例なれども皇靈殿の外は開國以來の古典に依らせ給へるなり爰に三殿の御由來を略敘すること左の如し賢所は天照皇大神御鎮座の所なり又内侍所とも稱す内侍の女官天皇を助け奉りて奉仕する所なればなり賢所の御神體は大神の皇孫瓊瓊杵尊に授け給ひし寶鏡なり此の時大神の勅に此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉とありし由古事記に見ゆ又日本書紀の一書には是時天照大神

手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾可
與同床共殿、以爲齋鏡、とあれば寶鏡は即天照皇大神にぞあ
りける其の後神武天皇都を大和國橿原に奠め給ひし御時
にも此の寶鏡を大殿に安置し皇宮神宮の別なく同床共殿
の制に遵はせ給へり崇神天皇の御代に至り共に同殿に住
み給ふこと安からずとて皇女豐鍬入姫命に托けて倭笠縫
邑に祭らしめ給ひしが垂仁天皇の御代皇女倭姫命に托け
て遂に伊勢國五十鈴の川上に鎮め奉らしめ給へり此れ即
今の皇大神宮なり此れより先き崇神天皇齋部氏に命して
石凝姥命天目一箇命二神の裔孫をして寶鏡神劍の二つを

作らしめ其の寶鏡を宮中の溫明殿に安置し奉りて孝敬の
道を盡させ給ふ此れ即賢所なり其の後歷朝尊崇し給ふこ
と千載一日の如し明治二年御東幸に由り西京の皇居より
東京の宮中に遷座し給ひ同六年皇宮炎上に由り赤坂の假
皇居に遷座し給ひ同二十二年新宮に御遷幸に由り今の宮
城に遷座し給へり
皇靈殿は神武天皇より孝明天皇に至るまで御歴代の天皇
の皇靈並に后妃皇親の御靈を鎮齋し給へる所なり神武天
皇以前御三代の皇靈は特に官幣大社に鎮齋し給へる故此
の中に列し給はず皇靈の御祭は上古よりの御事と思はる

れど其の始を詳にせず應神天皇を八幡宮に齋き奉り後鳥羽天皇を水無瀬宮に齋き奉る事又十陵四墓の制ありて御陵墓へ奉幣し給ひつる事もあれども歴朝の皇靈御鎮齋の御事は傳記に見えず殊に中古以後は大葬にも佛式を用ゐ給ひければ御祭典も亦佛式なりき明治二年神祇官に行幸座しまして八神天神地祇と同じく皇靈をも祭り給ひつるを始として御祭の儀式も次第に備はりて現行の御例とはなれるなり猶委しくは皇靈祭の條に言ふべし

神殿は八神及び天神地祇八百萬神を鎮齋し給へる所なり八神とは神産靈神高御産靈神魂留産靈神生産靈神足産靈

神大宮賣神事代主神御膳神八柱の神を曰ふ神産靈神高御産靈神は一に神漏岐神漏美とも稱し奉りて宇宙を創造し萬物を生育する御神なりと云ひ魂留産靈神は神の神なりと云ひ生産靈神は氣の神なりと云ひ足産靈神は形の神なりと云ふ此の神等は人類の形氣神を賦與して知覺運動をなさしめ給ふとかや大宮賣神は宮比神とも天宇受賣命とも稱し奉り事代主神は天辭代主神とも國辭代主神とも又興台産靈神とも稱し奉り御膳神は大宜都比賣神とも稱し奉る即豊受大神なり此の大宮賣神は人を和めて氣を養はしめ事代主神は言祝て神を養はしめ御膳神は人に食を與

明神皇御事
へて形を養はしむと云へり是を以て専ら鎮魂の神として
古來神祇官に齋き奉れり天祖高御産日神の勅に曰く吾は
天津神籬及び天津磐境を起し立てて吾孫の爲に齋き奉ら
れむ汝天兒屋命太玉命此の天津神籬を持ちて葦原中國に
降りて亦吾孫の爲に齋き奉れと此の天津神籬は即八神の
神位にして磐境は此の神を奉安する所なりと云へり此よ
り以來中臣齋部の兩氏世世祭法を傳へ大臣之を掌り神祇
官を設けて諸省の上に置けり桓武天皇の御代に至り都を
平安に遷して大内裏を造營し給ひし時神祇官を郁芳門内
に遷し大中臣氏を神祇伯とせられたりしが後朱雀天皇の

寛德三年花山天皇の皇子清仁親王の男延信王を神祇伯と
せられしより以來白川家伯職を世にして其の祭を掌れり
永祿十二年二條城を築くに當り八神殿の建物を吉田に遷
し事ある時は神祇官代に充てられたり明治の初世官世祿
の制を廢せられしに由り伯職の家も亦其の職を罷められ
たり此の時新に神祇官を置かれ同二年六月神祇官に行幸
ありて八神天神地祇及び歷朝皇靈の御親祭あり同年十二
月神祇官中に假の神殿を造らしめ給へり幾くもなく神祇
省も廢せられ神位を宮中に遷し奉り假に賢所の御傍に奉
安し同五年十一月神殿の稱を定められたりかくて皇居炎

土の後は赤坂の假皇居に遷座し給ひ同二十二年新宮に御遷幸の後は今の宮城に遷座し給へり

政始の御式は一月四日を以て行はる式場には内閣を用ゐたりしが近來東溜の一の間二の間を内閣代として用ゐる當日時刻諸大臣及び要路の官員出仕して式場に参列し陛下の出御を待ち奉りて先神宮の事を奏す又恩典を奏請すべきことあれば夫等の事をも奏す此の日先神事を奏するは延喜式に若申敷事各先神事と曰へる古例に依らせ給へりとぞ

按ずるに此の御式は古來外記の政始と稱するものにして江家次第公事根源等の諸書に見えたれども其の始を詳にせず大方は正月の九日を用ゐれども又吉日を撰みて行はれしことあり政始の日には吉書の奏と曰ふこともありて不動の倉開かんと申文を大臣より奏聞せり明治元年は兵馬倥傯の際にて此等の御式もなかりしが翌二年は正月四日に此の御式を行ひ給へり此の時西京の皇居に於て輔相議定知官事參與副知事京都府知事辨事五官判事等小御所の中下段の左右に列す陛下出御輔相勅書を捧讀し議定以下各官中の慶事を奏す次に勅して曰く東北平夷す宜し

く速に將校士卒の功を論じ賞を行ふべしと群臣勅を奉ず
陛下入御輔相勅書の寫を群臣に示せり之を佳例として其
の後も年年行ひ給ふこととなれり
新年宴會は一月五日と定まりぬれども五日若し日曜日に
値るときは翌六日に之を行ふ當日午前時刻親王大勳位親
任官公爵勳一等勅任官並に麝香間祇候錦鶏間祇候及び各
國公使皆大禮服を着し武官は正装にて參朝す時刻に至り
陛下御正装にて豐明殿に出御勅語あり總理大臣は群臣に
代り首座の公使は諸公使に代りて勅語に奉答す陛下案に

對して御箸を下し給ふ群臣も亦案に就く御宴中伶人前庭
に於て舞樂を奏す數獻の後陛下入御群臣各退出す
按ずるに宮中に於て新年宴會を行はれたること已に久し
元日の節會あり白馬の節會あり踏歌の節會あり共に正月
中に行はれたり元日の節會は元日にも行はれ二日にも三
日にも行はれたりしを元正天皇の御代よりは元日とのみ
定まりしに由りて元日の節會と稱せり白馬の節會は又青
馬の節會と曰へり此の節會は大方七日に行はれたり此の
日青馬を御覽ありしを以て此の名あり踏歌の節會は天皇
大安殿に御して踏歌を爲さしめ且宴を賜へる日なり男踏

明治年中行事
歌は十五日女踏歌は十六日なりしをいつしか十六日とな
れり京中の男女聲美はしく能く歌ふ者を召集へ年始の祝
詞を作りて歌ひ舞はせなどせしに由り踏歌の節會とぞ稱
しける此の三度の節會の内元日踏歌の二つをば小節會と
稱し白馬の節會をば大節會と稱せり小節會には五位以上
の者を召し大節會には六位以上の者を召されたり此の三
度の節會は明治二年の正月まで其の形残りて三節會の折
には諸侯の陪覽を許されたることありしを翌三年よりは
渾べて廢せられ新年宴會を其の代りにすべきことに定め
られたれども未だ施行せられず同五年の正月五日に至り

始めて之を施行せられぬされど其の式未だ備はらず其の
年の十一月九日曆法を改められ同年十一月三日を六年の
一月一日と定められ同月五日新年宴會を行ひ給ひし時御
式全く備はりて其の後は大抵此の例に依れり
因に云ふ宴會は即節會なること上に言へるが如し而して
宴會の字も亦古來用ゐし所なり江家次第に元日の節會は
元日の宴會とあり公事根源元日節會の條に此の節會は天
子紫宸殿に渡御なりて群臣百官に酒を給ひて宴會有る儀
也とあり又此の宴會をトヨノアカリ豊明とも曰ふ十一月の豊明節會に
限られず仁徳天皇紀には宴會の字をトヨノアカリと訓ぜ

り豊明又豊樂とも曰ふ内裏式元正受群臣朝賀式の條に今日波正月朔日乃豊樂聞食須日爾在云云とあり豊明御講書始は一月六日を以て行はる六日若し日曜日に値るときは翌七日を以て行はる其の前宮内大臣より三人の講者に和漢洋の書籍を進講すべき旨を傳ふ講者は進講すべき書籍を選び某章某條と記して宮内省の内事課に送る御覽に備ふべき御本を用意せん爲なり洋書の譯本なきものは別に譯本を作りて之を上る當日時刻講者通常禮服にて參内す屬官導きて休憩室に入らしむ時刻鳳凰の御間に入

り北面して椅子に着く宮内官の聽講者は東西の椅子に着く陛下皇后陛下と共に御男官女官扈從す一同起立磬折して迎へ奉る陛下南面して御座に着かせ給ひ皇后陛下は其の左の御座に着かせ給ふ首座の講者起ちて御前の卓の此方なる椅子に着き携へたる書を卓の上に置き巻を開きて之を講ず畢れば起ちて元の椅子に着く次の講者之に代る第三の講者講じ畢れば兩陛下起たせ給ふ男官女官扈從すること初の如し一同磬折して送り奉る講者退きて元の休憩室に入る爰にて酒饌を賜ひ又書記官の室に至り賜物を拜受して退出す此の御式は明治以前にも行はれつるこ

とありし由なるがいつの頃絶えたりしにや又中興以後は明治二年若しくは三年より生まれりとぞ
陸軍始の御式は一月八日を以て青山練兵場に於て行はる當日午前時刻諸隊式場に參集す陛下には定まりたる時刻を以て親臨し給ふ御鹵簿は第一公式なり御着の前喇叭の號音にて御着の事を報ず指揮官以下式場の入口に奉迎し諸隊敬禮を行ひ樂隊樂を奏す車駕進みて「テント」の内に入御やがて御料の御馬に召させられ指揮官の御先導にて場内を歩ませつつ閱兵式を行ひ給ふ親王以下乗馬にて扈從

す御一週畢りて更に分列式を御覽在らせらる親王以下又陪覽す此れ即觀兵式なり畢りて「テント」の内に入御次に還幸在らせらる奉送の儀は奉迎の時に同じ
按ずるに古も公事に觀射式馬射式あり又賭射の事競馬の事などありて弓馬の技藝を獎勵し兵士の勇武を鼓舞し給ひき然れども弓矢は已に廢物となり古法の馬術は復戰場の用をなさず今日陸軍始の觀兵式は現役の兵士を訓練せしめ給ふことにして真正なる閱武の典と謂ふべし又按ずるに此の御式は明治以後の新例なり明治二年二月本丸に於て練兵の天覽あり此れ練兵天覽の始なりと雖も新年の

明治御事
御式には非ず同四年正月八日の講武始は今日陸軍始の起
原なり同五年正月八日陸軍始として日比谷門外操練場に
於て行軍式の天覽あり同六年一月八日陸軍始前年の例に
同じ其の後御儀式漸く備はり御場所も變りて現行の御例
となれり
因に云ふ明治五年正月九日海軍始の御式を擧げさせ給は
ん爲海軍兵學寮に行幸あり同六年一月九日にも此の御式
の爲海軍省に行幸ありたれども其の後に行ひ給はず陸軍
始の御式を行ひ給ふ上は海軍始の御式を行ひ給ふこと當
然なるべけれども陸軍の觀兵式に對しては海軍の觀艦式

を行はざるべからず觀艦式を行ふことは事體重大なるを
以て歳首の御式より省き給へるなるべし

英照皇太后祭

英照皇太后の御例祭は一月十一日を以て皇靈殿に於て行
はる當日京都主殿寮出張所の官員に命じて幣帛を山陵に
奉らしめらる宮中の御祭典は渾べて仁孝天皇の御例祭に
同じ

按ずるに皇太后御諱は夙子左大臣九條尙忠の女なり天保
四年十二月四日御降誕嘉永元年十二月十五日御入内此の
時は女御にて座し座ししが同六年五月七日准後の宣下あ

り孝明天皇崩御の後明治元年三月十八日皇太后に立たせ給へり同三十年一月十一日崩御御年は六十三年一箇月なり英照皇太后と追稱し奉り京都後月輪東北陵に葬め奉る同三十二年一月十日宮内省告示第一號を以て英照皇太后御靈祭並に御陵祭は毎年一月十一日を以て行はせらるる旨仰出だされてより年年の御例祭となれり

歌御會始

歌御會始は一月十八日を以て行はる御式場は鳳凰の御間を用ゐる其の次第左の如し午前時刻題者以下所役各着床次に奉行懷紙を案上に置く次に詠進の親王同妃及び大臣

以下宮内の官員着床兩陛下出御次に讀師進みて披講の床に着き懷紙を整へて講師に目す次に講師は讀師の目を受け同じく進みて着床次に發聲及び講頌諸員進みて講頌の床に着く次に講師之を讀む發聲及び講頌諸員之を講ず其の法大臣以下題者及び所役並に預撰の歌は各一返但下臈より始めて上臈に至る親王の歌は各二返講畢りて講師退かんとす讀師召し留む次に讀師皇后陛下の御前に參進し御懷紙を賜りて復床し之を引延へて硯蓋の上に置く次に講師之を讀み奉る次に發聲及び講頌諸員之を講ずること三返次に讀師御懷紙を巻き整へ參進返上す次に讀師陛下

の御前に参進し御懷紙を賜りて復床し之を引延べて硯蓋の上に置く次に講師之を読み奉る次に發聲及び講頌諸員之を講ずること五返畢りて復床次に讀師御懷紙を巻き整へ参進返上す兩陛下入御次に親王以下退出す此の日講頌諸員以上に物を賜ひ御歌所参候以上に祝酒を賜ふ按ずるに後深心院關白記に永和三年三月四日壬午今夜禁裏和歌御會始也とありて詳に其の時の作法を載せたり此の時の御題は松千春友と曰ふことにて新年の祝言なるべけれども三月四日に行はれたるを見れば新年の御式とは謂ひ難かるべし又親長卿記に文明十五年正月十七日今日

仰云明日御會始也御歌始也初春祝可相觸近臣とあるは正しく新年の御式にして歌御會始の濫觴なるべし此の頃より後は年年正月に歌御會始の儀ありしこと諸書に見えたらば後土御門天皇の御時よりは此の儀絶えたることなかるべし此の儀は年年正月の中に行はれて其の日は定まりたることもなければ大方は二十六日なりしを仁孝天皇崩御の後よりは二十四日と定まりて京都内裏の小御所に於て行はれたり明治三年正月二十四日には東京宮中の小御所代に於て行はれ同六年皇居炎上の後は赤坂假皇居に於て行はれ同二十二年今の宮城に遷幸の後は宮中鳳凰の御間に於て

行はれたり夫より以來今日に至るまで變ることなし
此の歌御會始の儀は上に言へるが如く文明以來の古例な
れども明治以來の制は大に古に異なるものあり古例は近
臣の其の道に堪能なる者に限りて詠進を許されたりしを
明治の初年には公家武家を擇ばず華族一般に詠進を許さ
れ間もなく臣民一般に詠進を許されたり詠進せる歌の中
より撰拔に預りたるを預撰の歌と稱し併せて之を講ぜし
む敷島の道を獎勵し給へること此の如し

孝明天皇祭

孝明天皇の御例祭は一月三十日を以て皇靈殿に於て行は

る數日前勅使を發遣して京都後月輪東山陵に向はしめ給
ふ當日皇靈殿に於ては早旦より御殿の御裝飾仕へ奉り又
宮内の官員着床の上朝御饌を供し奉る時刻に至り更に御
扉を開く此の間樂を奏す次に神饌及び御幣物を供し奉る
此の間も亦樂を奏す時刻親王以下西の幄舎の床に着く陛
下賢所の綾綺殿に臨御し侍從長侍從武官長侍從侍從武官
等扈從恒の如し御束帶御手水畢りて皇靈殿に進ませ給ふ
掌典長御先導侍從御裾御劍御笏を捧げて隨從し奉る外陣
に伺候する掌典二人左右より御幌を開く陛下内陣に入ら
せ給ふ御拜の間着床の諸員皆起立す御拜畢りて綾綺殿に

入御皇后陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御拜あり此の間着床の諸員皆起立す次に親王以下の拜禮あり次に宮内官員の拜禮あり畢りて神饌及び御幣物を撤す此の間樂を奏す次に御扉を閉づ此の間も亦樂を奏す畢りて各退出す時刻宮内の官員更に着床す次に御扉を開く有爵者非役從四位以上同勳三等以上及び神佛各宗派管長の參拜あり其の後奏任官及び試補准奏任神職奏任非役從六位以上同勳六等以上門跡寺院住職判任官等の參拜あり畢りて扉を閉づ各退出す午後時刻夕の御祭典あり宮内の官員着床次に祝詞を奏す陛下再綾綺殿に臨御御直衣を着させ給ひ御拜在ら

せらる此の間着床の諸員皆起立す畢りて入御次に雅樂師階下に進む掌典賢木を人長に授く此れより御神樂を奏す畢りて人長賢木を掌典に致す掌典之を女官に付して献上せしむ次に神饌を撤す此の間樂を奏す次に御扉を閉づ此の間も亦樂を奏す畢りて各退出す

按ずるに天皇御諱は統仁仁孝天皇第四の皇子なり御母は新待賢門院藤原稚子にして贈左大臣正親町實光の女なり天保二年六月十四日御降誕熙宮と稱し奉る同六年六月二十一日准后藤原祺子の御養子とならせ給ひ九月十八日親王に立たせ給ふ同十五年二月十七日御元服在らせらる弘

化三年仁孝天皇崩御天皇踐祚し給ふ御年十六なり同四年九月二十三日御即位の禮を行ひ給ふ明年元を嘉永と改む慶應二年十二月三十日崩御御年三十七翌年正月二十五日泉涌寺後山に葬め奉る孝明天皇と諡し御陵を後月輪東山陵と稱す崩御の日太陽曆の一月三十日に値れるを以て御祭日と定めらるる

祈年祭班幣
祈年祭は二月四日を以て行はる五穀の豊熟を祈る義なり班幣とは伊勢大神宮を始め全國の官國幣社へ奉るべき幣帛及び神饌の料を宮内省式部職に於て頒つ義なり伊勢大

神宮へ掌典を勅使として幣帛等を護送せしめ恒例に依りて同月十七日の午前之を豊受宮に奉り同日の午後之を皇大神宮に奉る自餘の官國幣社へは幣帛等を地方廳に送付し地方長官若しくは次官をして之を各社に奉らしむ此の日又賢所神殿に於て祈年の御祭典あり其の儀下に見ゆ按ずるに古語拾遺及び延喜祝詞式等に據れば皇孫降臨の時より年穀を祈り給ひしが如くなれども年中行事祕抄及び公事根源等の書には天武天皇の四年二月甲辰を以て此の御祭典の始とせり公事根源には此の祭と月並兩度と新嘗祭とを四箇の祭として國の大事とするなりとあり其の後

歴朝相承けて絶ゆることなかりしが其の節目に至りては
時時増損することありしならん中古の祭儀及び供神の調
度の如きは詳に貞觀儀式延喜式などに見えたるを以て爰
には言はず後鳥羽天皇の建久七年二月諸司諸國の沙汰人
を召して幣物を奉ること法の如くせよと戒め給ひしを見
れば此れより先き幣物往往法の如くならぬことありしを
知るべし龜山天皇の文永二年神社の所在知るべからざる
を以て幣物を奉ることを得ずして神祇伯の家に留め置く
ことあるに至れり建武年中行事に祈年祭の儀式を記した
れば後醍醐天皇は斯く行はせ給ひしにや間もなく御遷幸

在らせられてよりは此の御祭典度延引せしこと舊記に
見えたるが明應永正年間よりは全く中絶せり元祿十二年
祈年祭再興の事舊記に見えたれども幣使の参向して官幣
を奉ることなく只宮司禰宜にて古の行事の形を行ひつる
のみなりとぞ明治中興の後祈年祭再興の議ありて同二年
二月二十八日神祇官代吉田の齋場所太元宮に於て神宮の
幣帛を頒つ此の日宮中南殿に於て御遙拜の式を行ひ給へ
り同三年二月四日には神祇官に於て此の祭を行はせ給ひ
同所に於て神宮の幣帛を頒ち且諸國大小の神社へも官幣
を供へて遙拜の式を行ひ給へり同四年の二月四日には併

せて神祇官鎮座の八神天神地祇皇靈の御前にも幣帛を奉り且御神樂を奏せり同年神祇官を神祇省と改稱せるを以て同五年には神祇省に於て此の事を行へり同年神祇省廢せられ八神天神地祇宮中に御遷座ありたるを以て同六年十二月二日宮中に於て之を行へり但太政官に於て神宮並に官幣社へ幣帛を頒てり同年五月五日皇居炎上して赤坂の假皇居に遷幸ありたるを以て同七年の二月四日には赤坂假皇居皇靈の御前に於て之を行へり但太政官に於て神宮並に官幣社へ幣帛を頒つこと前年の例の如し其の後今の皇居となりては祈年祭の御次第上に述べたるが如し

又按ずるに祈年祭と祈年穀奉幣と曰へると二つの神事ありて古より共に年穀を祈ることなれども祈年祭には神名帳に載せたる神神を祭り祈年穀奉幣には大神宮及び近京の諸社に奉幣するなり又祈年祭は二月四日と定まりたれども祈年穀奉幣は二月七月の兩度に吉日を撰みて行へり更に按ずるに祈年祭と祈年穀奉幣と共に天武天皇の四年二月に始まれる由諸書に見えながら貞觀儀式延喜式には祈年祭のみありて祈年穀奉幣なし而して江家次第などに祈年穀奉幣を載せたるを見れば此の祭は初より祈年祭と並び行はれたるものにはあらで後世始めて行はれたるも

のには非ざるか此等の爲にや明治の御代に祈年祭を再興し給ひたれども祈年穀奉幣をば省き給へり（神皇正統記）紀元節は二月十一日なり此の日は神武天皇元年辛酉の歳正月庚寅朔大和の橿原にて御即位ありし日に値れるを以て皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ふ御神樂及び朝夕の御祭典を始め其の外渾へて孝明天皇の御例祭に異なることなし正午豊明殿に出御ありて群臣に酒饌を賜ふ其の儀渾へて新年宴會に同じくして新年宴會に與る人人は皆此の祭典に列し又此の宴會に與ることを得此の祝日は明治五

年に始めり同十一月十五日布告して一月二十九日を祝日と定め例年御祭典を行ひ給ふこととなれり其の翌六年一月四日又布告して今般改曆に付き人日上巳端午七夕重陽の五節句を廢し神武天皇御即位日天長節の兩日を祝日と定むとあり同年三月七日更に布告して神武天皇御即位日を紀元節と稱すとあり同七年に二月十一日を紀元節と定められて其の以來變ることなし蓋神武天皇御即位の元年は我が國紀元の始なれば之を忘れざらん爲一つの佳節となし給へるものなるべし（神皇正統記）按ずるに神武天皇御即位の御儀式は日本書紀に見えずし

て舊事記に詳なり其の文左の如し天富命率諸忌部捧天璽鏡劍奉安正殿矣天種子命奏神代古事天神壽詞也宇摩志摩治命率内物部乃立矛楯嚴增威儀道臣命帥來目部帶仗掌其開闔衛護宮門矣並使四方之國以觀天位之貴又俾率土之民以示朝廷之重者也于時皇子大夫率臣連伴造國造而賀正朝拜矣凡厥建都即位踐祚賀正如是之儀並始此時也此の文に據りて其の御大禮なりしことを知るべし又日本書紀に海東諸國記を引きて辛酉正月庚辰始號天皇とあれば天皇の御號も此の時に始まれるもの如く且其の前年媛蹈鞫五十鈴媛命を納れて正妃となし給ひしを此の時之を尊びて

皇后となし給へれば皇后の御號も亦此の時に始まれるもの如し彼れと曰ひ此れと曰ひいづれも我が國臣民の忘るべからざる事共なり

賢所神殿祈年祭

二月十七日は祈年祭の幣帛を皇大神宮に奉る日なるを以て宮中にて賢所神殿の二殿に於て祈年祭を行はせ給ふ當日午前御殿の御裝飾仕へ奉る時刻式部の官員着床次に二殿の御扉を開く次に神饌を供す次に祝詞を奏す賢所に於ては御鈴の儀あり次に神饌を撤して御扉を閉づ畢りて各退出す

按ずるに賢所に於て祈年祭を行ふこと古昔其の例を聞かず明治四年八月四日皇靈殿の賢所に御遷座あり同五年二月四日神祇省の八神天神地祇の二殿及び皇靈殿に於て祈年祭を行ふべかりしを此の時皇靈は賢所と御同殿なるを以て賢所の御前に於て之を行へり此れを賢所神殿祈年祭の起原とす同六年には赤坂假皇居の賢所皇靈殿神殿の御前に於て祈年祭を行へり其の日は三月二日にして太陽暦の二月四日に相當せり同七年には二月四日を以て皇靈殿に於て祈年祭を行ひ又同月十七日を以て賢所神殿の御前に於て祈年祭を行へり其の故は四日に頒たれたる幣帛を

伊勢大神宮並に官國幣社に奉るべき日なればなり同十年には大神宮に幣帛を奉る日を二月十七日と定め給へり此等の例によりて二月十七日賢所神殿の御前に於て祈年祭を行ふこと今に變ることなし

仁孝天皇祭

仁孝天皇の御例祭は二月二十一日を以て皇靈殿に於て行はる當日京都主殿寮出張所官員に命じて幣帛を山陵に奉らしむ宮中御親祭の次第は午前時刻御殿の御裝飾仕へ奉る時刻式部職官員着床次に御扉を開く此の間樂を奏す次に神饌を供す此の間も亦樂を奏す次に祝詞を奏す時刻陸

下出御宮内官の供奉恒の如し皇靈殿に進ませ給ひ御拜在
らせられ御告文を奏し給ふ其の儀恒の如し此の間着床の
諸員皆起立す畢りて入御皇后陛下皇太子皇太子妃兩殿下
の御拜あり此の間着床の諸員皆起立す其の後親王以下の
拜禮あり次に神饌を撤す此の間樂を奏す次に御扉を閉づ
此の間も亦樂を奏す畢りて各退出す
按ずるに天皇御諱は惠仁光格天皇第四の皇子御實母は東
京極院藤原婧子贈内大臣勸修寺經逸の女なり寛政十二年
二月二十一日御降誕寛宮と稱し奉る文化四年七月十八日
中宮欣子内親王の御養子となり且儲君となりて中宮御所

に遷らせ給ふ九月二十二日親王に立たせ給ひ同六年三月
二十四日皇太子に立たせ給ふ同八年三月十六日御元服同
十四年三月二十二日光格天皇の禪りを受けて踐祚し給ひ
十月二十一日御即位の禮を行ひ給へり十二月十一日女御
入内女御は藤原繫子にして准三宮鷹司政熙の女なり文政
元年十一月二十一日大嘗會を行ひ給へり同六年四月三日
女御薨す皇后を贈り新皇嘉門院と追稱す同八年八月二十
二日女御入内女御は藤原祺子鷹司政熙の季女なり弘化三
年二月六日天皇崩す御年四十七御在位二十九年泉涌寺後
山の陵に葬め奉り仁孝天皇と諡し奉る御陵を弘化陵と稱

し奉りしが明治十二年四月改めて後月輪陵と稱し奉る崩御の日太陽暦の二月二十一日に値れるを以て御祭日と定めらる（前略）皇靈祭春季皇靈祭は毎年春季秋季の兩度に行はる春季皇靈祭は三月春分の日にして秋季皇靈祭は九月秋分の日なり皇靈祭は言ふまでもなく神武天皇以來歷朝の皇靈を奉祭するものなれども併せて神殿祭をも行ひ給ふ宮中にて此の御祭を春季秋季皇靈祭並神殿祭と曰へるは能く其の實に合ひたり明治二年六月二十八日陛下群臣を率ゐて神祇官に行幸

座し座して八神天神地祇及び歷朝の皇靈を御親祭在らせられ遂に同官中に神殿を建て給ひ十二月十七日を以て八神天神地祇と共に歷朝の皇靈を此の神殿に鎮齋し給へり同三年正月三日神殿に於て御祭典を行ふに當り聖體不豫なるを以て右大臣三條實美を御代拜として鎮齋の詔を奉告せしめ給ひぬ詔に曰く（前略）朕恭惟大祖創業、崇敬神明、愛撫蒼生、祭政一致、所由來遠矣、朕以寡弱、夙承聖緒、日夜怵惕、懼天職之或虧、乃祇鎮齋天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官、以申孝敬、庶幾使億兆有所矜式、

同四年九月十四日皇靈を賢所に遷し御同殿となし給へり
其の時の詔に曰く
朕恭ク惟ルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歴世聖皇ノ奉
シテ以テ天職ヲ治メ給フ所ノ者ナリ今ヤ朕不逮ヲ以
テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク新ニ神殿ヲ造リ神
器ト列聖ノ皇靈ヲ茲ニ奉安シ仰テ以テ萬機ノ政ヲ視
スルト欲ス爾群卿百僚其レ斯旨ヲ體セヨ
此の時の賢所は宮中山里の御内庭に在りしが同六年皇居
炎上の後には赤坂の假皇居に遷し奉り給ひ其の後十數年は
賢所皇靈殿神殿御同殿なりしが今の宮城御造營の時賢所

の域内に三殿を造り三座を各別に鎮齋し奉れり皇靈祭の
御次第は大方元始祭の如くなれども上にも曰へる如く此
の日は皇靈殿神殿の御祭典ありて賢所には其の事なく皇
靈殿の御前に於て東游の儀あれども神殿には其の事なし
又皇靈殿には朝夕の御祭典あり此の外皇靈殿神殿の事に
付きては元始祭の條に述べたれば爰には言はず
抑此の御祭は陛下の皇祖皇宗に大孝を申へさせ給ひ之と
共に神祇尊崇の道を盡させ給ふ所なり祖宗と神祇との尊
崇すべきことは言ふまでもなければ祖宗と神祇とを並べ
擧げたることの古言に見えたるも亦少からず日本書紀神

功皇后紀に吾被神祇之教、賴祖宗之靈、浮渡滄海、躬欲西征、とあり、敏達天皇紀に若違盟者、天地諸神、及天皇靈、滅絕臣種矣、とあり、續日本紀聖武天皇紀に朕賴神祇之祐、蒙宗廟之靈、久有神器、新誕皇子、とあり、又同十八年の勅語に乾坤垂福、宗社降靈、とあり、孝謙天皇紀に賴宗社威靈、遽從殄滅、とあるが如き是なり、宗社とは宗廟社稷と曰へることにて、即祖宗と神祇とを指すものなり、明治三年の詔は正しく此等の意に合へり、神武天皇祭は、舊曆三月十一日、新曆四月三日とあり、其の儀、秋季皇靈祭は何事も春季皇靈祭に變ることなし、其の儀、

神武天皇祭は四月三日を以て皇靈殿に於て行はる此の日は天皇崩御の日に値れるを以てなり、日本書紀に天皇の七十六年春三月甲午朔甲辰崩すとありて、舊曆の三月十一日の事なるを明治六年改曆の節新曆に比較して四月三日と定められたり、期に先だち勅使を山陵に發遣し、此の日を以て幣帛を奉らしむ、宮中御親祭の次第は孝明天皇の御例祭に同じけれども、孝明天皇祭には御神樂を奏し、此の日は東遊を舞はしむ、是れ其の異なる所なり、其の儀、按ずるに萬延年中御陵祭の事始まりて、德大寺實則勅使として御陵に參向し、其の年の三月十一日孝明天皇清涼殿の

東庭に於て御遙拜在らせられき此時の御例に依り明治元年三月十一日愛宕通祐宣命使として御陵に参向し同二年三月十一日橋本實麗宣命使として御陵に参向せり同三年の三月十一日より神祇官に於て御親祭在らせられ且勅使をして御陵に参向せしむ改曆以後は四月三日を用ひ給ひ神祇官廢せられてより後は宮中に於て此儀を行ひ給へり
觀櫻會は毎年四月に行はるれども其の日は定まらず定まりたる日雨天なれば其の翌日に延び其の日も雨天なれば其の年は行ひ給はず當日午後時刻天皇皇后兩陛下臨御親

王大臣外國公使を始め高等官五等以上人数を並に其の夫人を召して花下の幄舎に於て立食を賜ふ此の御會は明治十四年四月二十六日吹上の御苑に於て始めて行はれ翌十五年も同所に於て行はれしを同十六年よりは濱離宮に於て行はる
按ずるに此の御會は上に言へるが如き新例なり而して觀櫻會の名は古書に見えねども其の事は古の花宴に相似たるものなり西宮記花宴の條に曰く天曆三三三十二卯乙花宴垂母屋御簾撤晝御座立所平文大床子毯代置物机孫庇南二間敷王卿座西仁壽殿西妻庇下敷文人座北上南廊下敷侍臣座

承香殿西庭敷樂人座、上行西殿南四間庭中立文臺出御、王卿
 參上、文人參入、入自仙華門給紙筆、大臣召維時、令進題、入柳大臣奏
 題、下給、内藏儲酒饌給、王卿侍臣獻杯發物聲、雨降庭中皆依雨儀御厨供
 肴、王卿供之文人獻詩、取文臺置御前、文人等昇殿候歟、中辨朝綱講
 詩、事訖給祿、王卿御衣樂人奏絲竹、此の花宴も固より君臣偕樂の
 意に外ならざれども此の宴に與る人人は詩歌の藝に堪能
 なる者に限りたれば皇澤の及ぶ所も亦限りなきに非ず今
 の觀櫻會は材藝ある者に限らぬのみか外國の人までも召
 されるれば實に偕樂の意に合へるにや、皇太后御誕生

皇后陛下の御誕生は五月二十八日なり此の日時刻親王大
 臣親任官及び宮内省の勅任官並に夫人參賀として宮中に
 參候す文官は通常禮服陸軍武官は禮裝海軍武官は禮服勳
 章大綬佩用婦人は「ローブモンタント、アトレイン」を着す省
 中奏任官准奏任奏任待遇の人人も參候す時刻桐の御間に
 於て參賀を受けさせ給ふ畢りて豊明殿に於て立食を賜ふ
 皇后陛下は從一位一條忠香の第三女に座し座して嘉永三
 年四月十七日御降誕在らせられたり此の日新曆の五月二
 十八日に値れるを以て御誕生と定め給ふ明治元年十二月
 二十八日御入内同日皇后の宣下あり御誕生の御式は明治

七年に始まる七年の五月二十八日宮内省中勅奏任官御奥に於て拜謁仰せ付けられ同日午前十一時省中判任官の参賀あり午後四時親王大臣参議を召し御學問所に於て兩陛下の御陪食を仰せ付けられたり同八年五月二十八日午前十時参賀として参候せる省中奏任官以上に拜謁を仰せ付けられ宮内官一統に祝酒を賜ひ十二時宮内大臣参議各國公使を召し御學問所に於て御會食を仰せ付けられたり同九年の御誕辰には省中勅奏任官に拜謁を仰せ付けられ宮内官一統に祝酒を賜ふこと前年の例の如く同十年も前年の例に同じ同十一年にも略前年の例に依りて其の以來變

ることなし同二十年五月二十四日宮内省の達を以て省中官員の外皇宮御造營事務局學習院華族女學校博物館の官員も参賀の上酒饌を賜ひ又参賀に與る人人の夫人にも拜謁を許されて今日の御例となれり

神宮月次祭 六月十日

神宮月次祭は毎年六月四日十二月二日兩度に行はる幣帛を伊勢大神宮に奉り神恩に報賽し給ふ所なりとぞ上代には毎月此の御祭ありし故月次祭の名を得たるなるべし然れども大寶の制に季夏季冬と定まりたれば早くより一年兩度となりしこと知るべし當今の制は當日を以て幣帛發

遣の日と定め豫め宮内省の式部職に於て幣帛を調製したるを神宮司廳に送る之を幣帛發遣と曰ふ神宮司廳に於ては此の幣帛の到着を待ちて之を神宮に奉る例に依りて事を行ふ此れ即月次祭なり
按ずるに月次祭は其の始を詳にせず然れども上に曰へる如く大寶の制にも見えれば文武天皇より以前に始まること知るべし而るを公事根源に弘仁年中に始まると曰へるは僻事なり清和天皇の御代より後は六月十一日十二月十一日を以て月次祭の定日となせり元正天皇の靈龜二年より神今食の御祭始まり神嘉殿に神座を設け天照皇大

神を請ひ奉りて天皇御手づから神饌を供へ給ふことなりしが淳和天皇の御代よりは六月十二月共に月次祭の夜に神今食を行ひ給へり其の後種種の變遷に由り天皇の親祭し給ふこと稀になりて鳥羽天皇の御代よりは絶えて行はず崇徳天皇の大治三年諸卿の議に従ひ月次祭神今食祈年祭を中和院に於て行ひ給ひしことあり近衛天皇の久安元年命じて月次祭神今食の祭儀幣物皆舊典に違ふことなからしめたり然れども備はらぬ事共少からざりき安徳天皇の御代より祭祀の禮廢れ其の後も亂世打ち續きたれば舊儀に復すること能はざりき後醍醐天皇の建武年中行事

に月次祭の事を載せられたるは舊儀に復し給はんとの敬慮なりけむも南山遷幸の事ありて果し給はず北朝にても應仁二年よりは戦亂絶えずして幣使發遣の事なかりければ宮司以下奉仕の事のみ残りて數百年を経たりしを明治五年六月に至りて之を再興し給へり同月一日宮中神殿に於て月次祭あり在京の度會縣官員を召し祭場に於て神宮に奉るべき幣物並に送文祝詞など授け給ひ縣の官員之を受けて其の出張所に返り更に同縣に送りて之を神宮に奉らしめたり同年十二月も亦一日を以て之を行ひしが同六年には六月の一日を改めて四日とせられ同十五年神宮司

廳の出張所廢せられてより直に幣物等を神宮司廳に送ることとなれり

十二月二日の月次祭は何事も六月四日に變ることなし

節折六月十日

節折は六月三十日十二月三十一日を以て一年兩度に行はる式場は宮中鳳凰の御間なり節折とは竹を折りて玉體を量り奉り御贖物とする義なり和名鈔に兩間節俗に世と曰ふとあり當日時刻御式場の御裝飾仕へ奉る此より先き天皇皇后兩陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御贖物即荒世の御服和世の御服を式部職に下し給ひ式部職に於て式の如く

調製して柳宮に納め御式の前日を以て之を兩陛下兩殿下に奉る當日午前之を式部職に下され御式場の高案に奉安す時刻宮内の官員參候す次に掌典長出御を奉請して御式場の南庇に候す掌典も亦同所に候すやがて陛下出御侍從荒世の御服を奉る其の儀畢りて侍從に返し給ふ侍從之を掌典に傳ふ掌典之を掌典補に付して唐櫃に納めしむ次に掌典長荒世の御麻を取りて侍從に付す侍從御麻を奉る其の儀畢りて侍從に返し給ふ次に掌典荒世の竹を取りて侍從に付す侍從之を取りて玉體を量り奉ること五度畢りて之を掌典に返す次に掌典荒世の壺を取りて侍從に付す侍

從壺を奉る其の儀畢りて侍從に返し給ふ次に和世の御贖物を奉る其の儀渾へて荒世の儀に同じ畢りて入御掌典長以下退きて祓所に向ふ三十一按ずるに節折は本大祓の一部にして専ら皇室に關する御式なり貞觀儀式延喜式には御贖と稱し西宮記清涼御記には御贖物と曰へり此れ即後世の節折なり其の儀清和天皇の貞觀以來今日に至るまで大に變れることなし但奉仕の職員と式場とは世に由りて同じからず貞觀儀式延喜式江家次第公事根源等に載せたるを見て知るべし節折は大祓と共に神代素盞鳴尊の千座の置戸の祓より起りたること

なれば極めて古き御式なりとす又荒世和世とて兩度の御式を行ひ給へるは荒魂和魂を祝はん爲なりと公事根源に見えたり御式由り天國に成るを真魂和魂と云ふ十二月三十一日の節折は何事も六月三十日に變ることなし神代卷に云ふ此の節折世の運世は其の節折天皇大祓六月十日大祓は百官を始め人民一般の罪穢を祓除する御儀式なり毎年六月三十日十二月三十一日の兩度に行はる祓所は賢所前庭の神樂舎を用ゐらる當日午後時刻祓所の鋪設をなして祓物を具備す時刻掌典長以下祓所に着床す同時各廳

勅奏任官の總代西の幄舎に着床す次に掌典補二人進みて案上の御麻に祓の稻を挿む次に掌典長掌典を召して祓の事を仰す掌典高案の前に進み大祓の詞を奉讀す此の時着床の諸員皆起立す畢りて一人の掌典案上の大麻を取り幄舎の方に向ひ之を振る畢りて大麻を掌典補に授く此の時大祓の詞を奉讀せし掌典大河道に向ひて祓遣れと宣る畢りて本床に復す次に着床の諸員退出す掌典御贖物を護し掌典補一人祓物を取りて賢所の門を出て濱離宮に參向して之を海中に流す神代卷に云ふ此の節折世の運世は其の節折天皇按ずるに上古伊弉諾尊黃泉國より還り給ふ時築紫の日向

の橘の小門の櫛原に於て汚穢を御禊祓ひ給ひし事素盞鳴尊天罪を犯しし時諸神相議りて千座置戸を負せて其の罪を贖ひ祓はしめ給ひし事などあり此れ大祓御贖の起原にして皇孫降臨の時より此の儀を傳へたるにや又神武天皇中州を平定し都を大和國橿原に奠め給ひし時天兒屋命の孫天種子命をして天罪國罪を祓はしめ給へる由古語拾遺に載せたるを見れば我が皇室に於て初より祓除の法を行ひ給へること知るべし斯くて中臣氏専ら祓詞を宣ることとを掌るを以て後には此の詞を中臣禊詞と曰ひ又中臣祭文とも曰ひ中臣祓祭文とも曰ひ或は中臣祓とも曰へり文武

天皇の大寶の制に據れば六月十二月の晦日の大祓には中臣御祓の麻を奉り東西の文部祓刀を奉りて漢文の祓詞を讀む畢りて百官男女を祓所に集めて中臣祓詞を宣り卜部解除を行ふ又諸國の大祓には郡毎に刀一口皮一張鉄一口及び雜物等を出さしめ戸別には麻一條又其の國造には馬一疋を出さしむとあり此は古來行はれたるを令條に掲げたるものなるべし其の後の儀式は延喜式江家次第公事根源等の書に見えたれば爰には省きつ圓融天皇の御代神事大に衰へ古儀行はれず天元五年六月の大祓には公卿一人も參候するものなかりき然れども後花園天皇の嘉吉文安

明治五年十月行幸一
の頃までは猶其の式を存したり應仁の大亂後は全く中絶
したりしを東山天皇の元祿四年六月晦日吉田家に命じて
内侍所の西庭に於て之を行はしめらる因りて之を内侍所
清祓と曰へり此れ猶一種の形式に過ぎざれば未だ之を大
祓の再興と謂ふべからず明治四年の六月御再興の事布告
あり此の度は賢所の前庭を大祓所と定め同月二十九日を
以て其の儀を行へり當日午後三時賢所の庭上に幔を張り
座席を設く次に祓物を具備す四時神祇官員太政官員諸省
院學臺職府長次官座に着く次に神祇官員御麻を捧げて庭
上の棚に置き祓の稻を挿む次に大臣辨を召して祓を仰す

辨神祇官員に傳ふ神祇官員進みて大祓の詞を讀む次に神
祇官員大麻を引く次に各退出す次に神祇官員祓物を持ち
て大河に向ふ此の日參候の官員に祝酒を賜へり同年十二
月の大祓之に同じ翌五年六月教部省より地方官に達して
地方大祓の式を定む同六年六月の晦日には赤坂假皇居の
大廣間代に於て此の式を行へり是の歲皇居炎上して赤坂
假皇居に遷らせ給ひしに由りてなり此の時は式場の狹小
なるを以て式部寮の官員のみ賢所に參候せり十二月晦日
には赤坂假皇居の賢所の前庭に於て行はれ各廳勅奏判任
官の内一人宛總代として參候せりかくて同十二年六月ま

で變ることなかりしを同月三十日は賢所新御殿の前庭に於て行はれたり同二十二年今の宮城に御遷幸の後は今の賢所の前庭なる神樂舎に於て行はるること上文に述べたるが如し因に云ふ古の大祓には中臣氏菅麻を茹斷りて事を行ひしが後世に至りては菅又は茅を以て大なる輪形を作り之を潜り抜けしむ之を菅貫と曰へり今日も諸神社に於て菅貫の儀を行へるは其の遺風なり十二月三十一日の大祓は何事も六月三十日に變ることなし

神嘗祭

神嘗祭は十月十七日を以て行はる新穀の熟したるを伊勢皇大神宮に供へ奉る御祭典にして之が爲に勅使を發遣し陛下には御遙拜在らせらる中古にては之を例幣と曰へり年年例の如く行はるる故なるべし因りて又其の使を稱して例幣使と曰へり此の御祭には新穀を御酒とし御饌として之を供へ奉るのみならず幣帛及び荷前の調絹をも奉る荷前の調絹は租庸調の法の行はれし頃調の中より撰みたるものなれども此の法の廢れしより後は調絹なき故特に工人に命じて造らしめられたるものなり宮中なる御祭の

明治年中行事
次第は左の如し當日午前時刻神嘉殿の正南の庇下に御屏風を立て廻らし其の内に簀薦を敷き其の上に御座を設く宮内の官員庭上便宜の所に候す時刻陛下出御賢所の綾綺殿に於て御束帶を着けさせられ掌典長の御先導にて御座に着かせられ爰にて皇大神宮並に豊受宮御遙拜の儀ある由畢りて入御在らせらる當日又賢所の御親祭あり午前時刻御殿の御裝飾仕へ奉る諸員の着床御扉の開閉神饌の獻撤奉樂の事など渾へて元始祭に同じ陛下には神嘉殿にて御遙拜の後直に賢所に進ませ給ひて御拜在らせらる次に皇后陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御拜あり畢りて親王以

下の拜禮あり時刻有爵有位有勳者奏任官准奏任神佛管長門跡寺院の住職等の参拜あり時刻判任官准判任等の参拜あり此等の事も亦元始祭に同じ
按ずるに此の御祭典の起原は詳ならず天曆勘文に垂仁天皇の御代に始まると曰へりと雖も他書に見えず大寶の令には九月祭を行ふ神衣祭の使をして之を祭らしむとあるは正しき書籍に見えたる始なるべし又元正天皇の養老五年九月十一日天皇内安殿に御し使を遣はして幣帛を伊勢大神宮に供せしむとあるは十一日を幣使發遣の日と定めたる始なるべし聖武天皇の御代よりは奉幣使發遣の時天

皇大極後殿に御し給へり大極後殿即小安殿なり其の他御儀式の詳なることは延喜式江家次第等の書に見えたり清和天皇の貞觀の頃より後三條天皇の延久年中に至るまでは時時異同はありつれども大なる變更なかりきと見ゆ崇徳天皇の保延元年に式部大輔藤原敦光内大臣藤原宗忠等奏して天皇の御躬親ら式條のままに神嘗祭を行はせ給はんことを請ひ奉りたることあるを見れば其の頃已に古禮の如くならざりしことありしならん後鳥羽天皇の元暦元年例幣の時天下大に亂れ諸國の幣料制の如くならざりきと云ふ此の頃より後は古禮廢れて此の御祭典も行はれず

此の如くして遂に數百年を経たり後光明天皇の正保四年詔して之を再興し毎年九月十一日勅使を發遣して神宮に向はしめ給へり孝明天皇の嘉永年間に行ひ給ひたる御式は三日前より御潔齋在らせらる當日上卿陣の座に着き大内記を召して宣命を奉らしめ弓場殿にて職事をして奏せしむ其の時使の王御馬の由を申す此の時朝餉間に出御なりて御裝束あり職事臺盤所の簾下より宣命を奏す御覽畢りて宣命を返し給ふ夫より勅使裝束を改め伊勢へ出發せりと云ふ

御祭典再興以來は南殿を以て小安殿に充てられ吉田神社

の齋場所を以て神祇官代として其の儀を行はれしが明治中興の後は神祇官より幣使を發遣せり且其の期日は九月十一日なれども伊勢神宮に幣帛を奉る期日は一定せざりしを明治四年に至り古例の如く九月十六日を以て豊受宮を祭り同十七日を以て皇大神宮を祭らしめ給ひ又同時に賢所の便殿に於て神宮遙拜の式を行はせ給へり同六年赤坂の假皇居に遷らせ給ひしより以來は皇居の表一の間南庇に於て御遙拜在らせられ同二十二年今の宮城に遷らせ給ひしより以來は十月十七日を以て神嘉殿の南庇にて御遙拜在らせられて今日の御例となれり此の御遙拜は近例

にて古例には奉幣使發遣の時天皇大極後殿に御して拜し給へることあり又小安殿の屏風の東の御座にて拜し給へることありき嘉永年間には天皇南殿に渡御ありて東第三の間に於て伊勢大神宮の方に向ひて御拜ありしも皆奉幣使發遣の時の御式にして神宮奉祭の時の御式に非ず今日の御遙拜は十一日の御式を十七日に移せるにや又此の時賢所御親祭の事は古例に見えざることなれども賢所と神宮とは御同體の御事なれば神宮の御祭と共に賢所の御親祭をも行はせ給ひて古例の及ばざる所を補ひ給へり因に云ふ神嘗祭は或は音讀にするもあり或はかんなめま

つりと唱へ或はかななへまつりと唱ふ延暦の頃には相嘗とも曰へり又神嘗の嘗は唐土の嘗の字義に合ひたり禮の少儀に未嘗不食新とありて其の註解に嘗とは新物を寢廟に薦むることにして未だ嘗せざれば則先づ食ふに忍びずと曰へり

天長節

天長節は十一月の三日なり陛下御降誕の日は舊暦の九月二十二日なるを新暦に比較して斯く定め給へるなり此の日賢所皇靈殿神殿の御祭あり又觀兵式を行ひ且親王以下に酒饌を賜ふ紀元節と共に國家の大祝日なり此の日早旦

御殿の御裝飾仕へ奉る次に御扉を開き神饌を供し其の間樂を奏すること恒の如し次に掌典長祝詞を奏す陛下の御代拜御玉串を捧げ奉る次に皇后陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御代拜あり次に宮内官員の拜禮あり畢りて神饌を撤し御扉を閉ちて各退出す午前時刻御出門青山練兵場へ行幸あり親王以下をして觀兵式を陪觀せしめ給ふ此の日雨天なれば觀兵式を行はず正午豊明殿に出御親王以下に酒饌を賜ふこと新年宴會に同じ但新年宴會には古樂を奏し此の日は歐洲樂を奏す此の御式は明治元年に始まりぬ同年八月二十六日に九月二十二日御誕辰に付き天長節御執

行に相成り群臣に醮宴を賜ひ天下の刑戮を差停むべき旨の布告あり同三年九月七日に衆庶一同御慶辰を祝し奉るべき旨更に布告あり同月二十日神祇官より二十二日天長節御祭典に付き神殿拜禮の儀諸官非職官華族等當日辰刻より申刻まで差許さるる旨を達せられき同五年の天長節には出御の後勅語を賜へり太政大臣三條實美奏任官以上の總代となり従一位中山忠能華族の總代となりて奉答の詞を奏せり且御宴中舞樂を奏せしめられき此の如き變遷を経て御儀式漸く備はれり

按ずるに帝誕日に住名を命じて令節となすことは古制に

本づきたるものなり類聚國史に光仁天皇寶龜六年九月壬寅勅十月十三日是朕生日每至此辰感慶兼集宜令諸寺僧尼每年是日轉經行道海内諸國並宜斷屠内外百官賜醮一日仍名此日爲天長節庶使廻斯功德虔奉先慈以此慶情普被天下十月癸酉天長節大醮群臣獻翫好酒食宴畢賜祿有差とあり其の後此の如きこと諸書に見えず明治の制は寶龜の例に本づくとも雖も僧尼の轉經行道及び斷屠の事などは命じ給はず

觀菊會

觀菊會は毎年十一月を以て行はるれども其の日は定まら

ず一切の事觀櫻會に同じ此の御會は明治十三年十一月十八日を始として赤坂の離宮に於て行はる
 按ずるに中古菊花宴あり重陽宴あり九日宴あり俱に菊花を賞し給ふ御宴にして觀菊會の先例と謂ふべし弘仁内裏式九月九日菊花宴式に曰く前一日所司設御座及參議以上并非參議三位以上座於神泉苑乾臨閣具所中庭東設五位以上幄西設文人幄南去閣若干丈具所構舞臺臺南若干丈設女樂座其日平日中務省置宣命位於尋常位北一丈許内藏寮立文臺鋪虎皮文臺於舞臺西北既而皇帝御乾臨閣諸衛服上儀内侍臨東檻喚大臣皇太子着座及大臣令喚群臣等儀謂次侍從以上

並如常群臣座定式部率文人參入幄前列立北面東上謝座謝酒着座内藏寮賜筆墨研紙先是女樂預候於南瀧殿杯一兩行乘舟渡就閣前幄奏樂訖皇太子避座次閣上群臣下自東階左近仗南去二許丈異位重行西面北上不昇閣者各當幄前立並拜訖復座大藏省積祿辨官奏數訖授宣命文於大臣若中納言以上外記進見參侍從及文人交名内侍轉取令御覽訖大臣喚應宣制參議已上一人授宣命文復座上下群臣避座如初宣命大夫下閣就位宣制曰天皇我詔旨良萬宣不大命乎衆諸聞食止宣群臣稱唯再拜訖曰今日波九月九日乃菊花豐樂聞食日止爾在故是以御酒食間惠良岐退止爲常毛賜酒幣乃大物

賜^久宣^群群臣拜舞、賜祿有差、其文人者、後日定第、更復賜祿、或時不必爲也、又公事根源に其の日は天皇南殿に出御なりて節會行はる上達部御子達より始めて堪能の者には採韻賜はり文作り文臺に据ゑて講ぜらる又費長房の故事に依りて菊酒を賜ひ御帳に茱萸の囊を掛くとあり十月五日には殘菊の宴とて群臣に酒を賜ひ詩を作らしめ給ふこと重陽に同じとあり當時の菊花の有様は西宮記に見えたり同書九日宴の條に御帳左右、付茱萸囊、御前立菊瓶、有臺、又天曆四年の式に舞臺東北西三方菊花^{東西南北}方中央一本とあり同書宴游の部に承平五十七、有菊花宴、云云南垣下、敷文人座、其前種花

とあり瓶に入れたる花の數の多からぬことと知られたるを今日の觀菊會の菊は種種の菊の花壇に生ひたるにて其の花の八重かさなりて千歳の色香を競へるは實に此の花の盛とや曰はん

鎮魂祭

鎮魂祭は十一月二十二日を以て行はる此の日は新嘗祭の前日に値れる故鎮魂祭は新嘗祭に連屬せるものの如く思はるれども固より各別の御祭典にて天皇皇后兩陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御爲に離游せる運魂を招きて御身體の中に鎮め奉るを鎮魂祭と曰へり齋場は賢所の綾綺殿を

用あらる時刻宮内の官員着床先神降の儀あり次に安知女の曲を奏す次に八代物を供す此の間神樂歌を奏す次に八神並びに大直毘神に神饌を供す此の間も亦神樂歌を奏す次に掌典長齋殿に昇りて祝詞を奏す畢りて掖の座に着く次に御衣並に御玉緒の渡御あり掌典長之を奉じて齋殿の案上に奉安す次に掌典長以下八開手を拍つ次に内掌典進みて宇氣槽に上る次に掌典絲結仕へ奉る此の時内掌典銚を執りて宇氣槽を衝く畢りて御玉緒を本の筥に納め奉る次に掌典齋場に進み御衣筥の蓋を開き振動仕へ奉る此の間神樂歌を奏す次に御衣並に御玉緒入御せらる次に皇后

陛下次に皇太子皇太子妃兩殿下の御衣並に御玉緒の渡御あり其の次第渾へて前に同じ次に掌典掖の座に復す次に掌典本床に復す次に大直歌オホナカの儀あり次に掌典長再拜諸員之に應ず次に大和舞あり次に掌典長以下拍手初の如し次に掌典長本床に復す次に神饌を撤す此の間神樂歌を奏す次に神昇の儀あり此の間諸員皆起立す次に各退出す按ずるに此の御祭典は天鈿女命の天窟戸の前にて誓槽を覆せて踏響し巧に俳優して大御神を和め奉れる故事に依りて此の神の裔孫猿女君永く此の祭の神樂を掌れることなど此の祭に因あることなれども神武天皇宇摩志摩治命

に勅して其の父饒速日命の天より受け來りし瑞寶を以て
天皇皇后の御爲に御魂を鎮め奉りし事此の御祭典の始な
りと舊事記に見えたるは正しき説なるべし其の後天武天
皇の白鳳十一年十一月癸卯朔丙寅天皇の爲に招魂すとあ
り又同十四年十一月癸卯朔丙寅にも亦天皇の爲に招魂す
とあるは即此の鎮魂祭の事なるべし平城天皇の大同三年
忌部廣成古語拾遺を上りし時鎮魂の儀は天鈿女命の故事
に出でたれば御巫の職は舊氏に任すべきに他氏を撰ぶは
非なりと奏せしことあり嵯峨天皇の弘仁四年小野野主の
奏に由り小野臣和邇部臣の猿女を停廢し猿女公氏の女一

人を定めて縫殿寮に進シキツり關くるに従ひ即補して以て恒例
とせしことあり此の御儀式は貞觀儀式延喜式に見えたる
如く此の頃に至りて大に備はれり其の後歷朝相承けて此
の祭を行ふと雖も朝廷の衰ふるに及びては其の儀漸く簡
畧に趨きたり後花園天皇の嘉吉寶徳の頃までは此の祭の
行はれしこと康富記に見えたれども其の後に至りては諸
書に所見なし然れども此の祭は大嘗新嘗に連屬して行は
れ來りしものなれば後土御門天皇の文正元年大嘗祭の時
までは行はれたるにや應仁元年より京都大亂にて祭祀悉
く廢れたれば此の祭も其の頃より絶えたりと見ゆ光格天

皇の寛政九年十一月十三日鎮魂祭の御再興あり當時は八神を白川神祇伯王の家に鎮齋せるに由り白川伯に命じて此の祭を行はしめられて年年の恒例となれり明治二年神祇官を東京に設けたるを以て八神殿の御前に於て此の祭を行はせ給へり此の時は故ありて十一月二十三日を用ゐられき此の日は下の寅の日なり翌三年以後は同月同日宮内省代に於て之を行ひ同六年皇居炎上に付き赤坂假皇居の御廣間に於て行はれぬ是の歳改曆ありて十一月二十二日下の寅の日を用ゐらる同七年以後は寅の日に値ると値らぬとに拘はらず二十二日を祭日と定められたり同二十

二年今の宮城に遷らせ給ひて後同年十一月二十二日賢所の綾綺殿を齋場と定められたり其の後の御式は上に述べたるが如し
八神の事に付きては神殿の條に於て其の大畧を述べたり
鎮魂祭の時には八神の外更に大直毘神を祭り合はせて九座の神を祭り給ふ此の大直毘神と申すは一に神直毘神と稱し奉り萬の禍事を直して福事に返へし給ふ神なりと云ふ

新嘗祭

新嘗祭は十一月二十三日を以て行はる明治中興以前には

十一月月中下の卯の日と定まりたれども今は日の干支に拘はらず此れ天皇新穀を神祇に奉り給ふ御祭典なり當日早且神嘉殿の敷設仕へ奉る午前時刻御殿の解除あり午後時刻御裝飾仕へ奉る次に宮内の官員着床次に掌典掌典補を率ゐて神座を設け寝具を供す次に掌典長祝詞を奏す次に忌火の御燈を點す此の時各所に庭燎を點す時刻陛下賢所の綾綺殿に出御御齋服を着させ給ふ同時に親王以下着床服裝元始祭に同じ次に陛下神嘉殿の隔殿の御座に着かせ給ふ供奉の次第恒の如し次に神饌行立す次に警蹕を行ふ親王以下着床の諸員皆起立す雅樂師神樂歌を奏す次に陛

下神嘉殿の御座に着かせ給ふ次に神饌供進の儀あり次に御直會の儀ありて神饌を撤す次に行立して直に退下す次に親王以下庭上に於て拜禮あり次に宮内官員の拜禮あり畢りて隔殿へ出御侍從劍璽を奉じて戶外に候す次に入御在らせ給ふ翌二十四日午前時刻曉の神饌を供す親王以下着床陛下出御より入御に至るまでの御次第渾べて夕の御儀に同じ
按ずるに日本書紀古事記に天祖高天原に御座して五穀の種を得させ給ひ之を天狹田長田に植ゑ給ひ其の後大嘗の殿に坐して新嘗聞食し給ひし事ありて大嘗新嘗の文字此

に見えたり又天孫降臨の時天祖齋庭の穗を授け給ひしよ
り新穀を聞食すこと中臣の壽詞にも見えて大嘗新嘗の起
原は遠く神代に在りされども諸書の傳ふる所又一様なら
ず本朝月令年中行事秘抄などには毎年行はるる新嘗祭は
景行天皇の五十三年に生まれりと曰ひ類聚國史には清寧
天皇の三年の例を引きたれば新嘗の始此の時に在りとせ
るものの如く公事根源には用明天皇の二年に生まれりと
曰ふ斯く種種の説あるに付きて考ふれば上古より傳はり
たる御祭典の中絶して再興せし爲なるか又は其の御儀式
の大に變更せし爲なるか定めて故由のあることなるべけ

れども詳なることは知られず天武天皇四年八月四方大解
除を行ひ九月神宮の奏に由りて新嘗の爲に國郡を卜定し
尾張山田郡を齋忌とし丹波訶沙郡を次とす五年十一月己
卯新嘗を行ひ辛巳百僚有位の人に食を賜ひ祭に與る神官
國司等に祿を賜ふこと差あり此等は渾へて後世に行はる
る新嘗の制に同じ此の天皇の御代より大嘗新嘗の別始ま
りて一代一度行はるるものを大嘗とし毎年行はるるもの
を新嘗とす新嘗祭の御儀式は政事要畧江家次第等の諸書
に見えたれども其の詳なることは大嘗祭にも連りて此の
書の盡すべきことならねば省きつ建武年中行事に據れば

後醍醐天皇の御代までは此の御祭の行はれしこと知るべし又此の御祭とともに豊明節會をも行はれ來りしを建武以後は亂世打ち續きて後花園天皇の寛正年中より新嘗も節會も二つながら廢れたり東山天皇の貞享五年より新嘗御祈と曰へること始まりて其の神事は吉田家に命じて之を行はしめられたり櫻町天皇の元文五年十一月二十四日には御再興ありたれども此の時神嘉殿なかりし故紫宸殿に於て行ひ給ひし由野史に見えたり其の後光格天皇の寛政三年神嘉殿を建てて爰にて之を行ひ給へり明治元年十一月十八日御東幸中なるを以て吉田家に於て之を行ひ翌

二年十一月二十四日も神祇官代吉田社の宗源殿に於て之を行ふ此の時も御東幸中なれば東京の皇居より御遙拜在らせられき同三年十一月二十四日神祇官の正廳に於て之を行ひ同四年には大嘗祭を行はる同五年十一月二十二日山里御庭の神嘉殿に於て行はれ同六年十一月二十三日赤坂假皇居内の神嘉殿代に於て行はる其の後年年變ることなし同二十二日今の宮城に遷幸の後は賢所の西側に神嘉殿を建てて爰にて行はる其の御次第上に述べたるが如し
大嘗には古來悠紀主基の國郡を卜定して其の國郡より神

供の新穀を貢せしむる例なれども新嘗には中古以來其の事なし明治以前は山城國宇治郡の御料より神供の新穀を貢するを以て例とせり明治の初には定まりたることもなかりしを同五年以來は大藏省より之を納めたり同十一年よりは東京府より之を納め同十四年よりは植物御苑中の収入米を用ゐたり同十五年十二月贈太政大臣岩倉具視建言して曰く大嘗新嘗の祭典に先だち各地方の農民に新穀を貢納することを許し其の新穀を神饌に供し祭祀畢るときは供神の胙を貢納せし農民に頒ち賜ふときは國民の農を重んじ粟を貴ぶ風を振興し忠孝敬愛の情を啓導するに

足らんと其の議當時行はれざりしが同二十六年に至り地方官具視の議に本づき篤志の農民に獻米を許されんことを宮内省に願ひ出でて宮内大臣の許可を得たり今日も年年各地方の農民より獻納する所の新穀を神饌に用ゐさせ給へり新嘗祭は古は多く新嘗會と曰へり新嘗祭は大方音讀なれどもにひなめまつりと訓ぜるもあり日本書紀神代の卷に天照大神當新嘗時と曰へる處にはないきこしめすときと傍訓せり公事根源に此の文を引きて同じくにはないと書けり上古には新嘗をにはないと曰ひけるにや

此の御祭典の前に行はるる鎮魂祭は其の條に述べたり御祭典の後に行はれたりし豊明節會は元文中新嘗祭御再興の時よりは行ひ給はねば今日も其の例に依り給へり

後桃園天皇祭

後桃園天皇の御例祭は十二月六日を以て皇靈殿に於て行はる當日京都主殿寮出張所の官員に命じて幣帛を山陵に奉らしむ宮中の御祭典は渾へて仁孝天皇の御例祭に同じ按ずるに天皇御諱は英仁桃園天皇第一の皇子にして御母は恭禮門院藤原富子一條太閤兼香の女なり寶曆八年七月二日御降誕同月八日若宮と號し奉り翌九年正月十八日儲

君と爲らせ給ひ五月十五日親王に立たせ給ふ同十二年七月二十一日桃園天皇崩ず皇子御年僅に五歳なるを以て群臣相議して智子内親王を勸進す此れ即後櫻町天皇なり明和五年二月十九日皇太子に立たせ給ひ同年八月九日御元服在らせらる同七年十一月二十四日後櫻町天皇の禪を受けて皇位に登り給ふ御年十三歳なり翌八年四月二十八日御即位の禮を行ひ其の年の十一月十九日大嘗會を行ひ給ふ安永元年十二月四日女御入内女御は准后藤原維子にして准三宮近衛内前の女なり同八年十月御不豫十一月九日崩ず御年二十二御在位九年泉涌寺に葬め奉る後桃園天皇

と追稱し奉り御陵を泉涌寺後の山の山陵と稱し奉る崩御の日は太陽暦の十二月六日に値れるを以て御祭日と定めらる（大正十二年四月廿七日）光格天皇祭（明治十一年八月十八日）大嘗會（明治十一年八月十八日）光格天皇の御例祭は十二月十二日を以て皇靈殿に於て行はる當日京都主殿寮出張所の官員をして幣帛を山陵に奉らしむ宮中の御祭典は渾へて仁孝天皇の御例祭に同じ（大正十二年四月廿七日）按ずるに天皇御諱は兼仁東山天皇の御曾孫にして後桃園天皇の御養子と爲らせ給ふ御實父は閑院宮典仁親王にして後に慶光天皇と稱し奉る御母は成子内親王中御門天皇

の皇女なり明和八年八月十五日御降誕祐宮と稱し奉る安永八年十一月八日御養子と爲らせ給ひ直に儲君に立たせ給ふ同月九日後桃園天皇崩ず二十五日天皇踐祚御年九歳なり翌九年十二月四日御即位の禮を行ひ給ふ同十年正月朔日御元服在らせらる同年四月二日元を天明と改む同七年十一月二十七日大嘗會を行ひ給ふ同八年正月三十日洛中大火内裏炎上す聖護院御室を以て假皇居とす同九年正月二十五日元を寛政と改む翌二年十一月二十三日新造の内裏に遷幸在らせらる同六年三月朔日准后宮入内后は欣子内親王後桃園天皇の皇女なり文化十四年三月二十二日

皇位を皇太子に譲り櫻町殿に遷らせ給ふ同月二十四日尊號を上りて太上天皇と稱し奉る天保十一年十一月十九日崩ず御年七十御在位三十七年泉涌寺後山陵に葬め奉り光格天皇と諡し御陵を後月輪山陵と稱し奉る崩御の日太陽曆の十二月十二日に値れるを以て御祭日と定めらるる御神樂は十二月中旬日を撰びて賢所の御前の神樂舎に於て行はる當日神樂舎に神樂の座を設く神前の一方を除き三方に斑幔を張り兩側に薦を敷き其の上に薄帖を敷く賢所の方の中央に庭燎を焼く處ありまた火焚の座を設く午

後時刻御殿の御裝飾仕へ奉る大眞賢木を建つること恒の如し次に宮内の官員着床次に三殿の御扉を開く此の間樂を奏す次に神饌を供す此の間も亦樂を奏す此の儀賢所より始まり皇靈殿神殿に及ぶ時刻親王大臣樞密院議長及び各廳勅任官一人宛着床此の時本拍子末拍子笛箏築和琴の所作人人長等便宜の所に列立す陛下出御綾綺殿に於て御束帶御手水畢りて賢所に進ませ給ふ掌典長御先導侍從扈從すること恒の如し掌典二人外陣に伺候して左右より御幌を開く陛下内陣に入り御拜在らせらる此の間着床の諸員皆起立す次に皇靈殿の御拜次に神殿の御拜皆賢所に同

じ但御鈴の儀は賢所に限り畢りて入御在らせらる次に皇后陛下皇太子皇太子妃兩殿下の御拜あり此の時着床の諸員皆起立す次に親王以下勅任官の拜禮あり次に宮内奏任判任官の拜禮あり時刻庭燎を焼く掌典賢木の枝を持ちて賢所の階を下る人長階下に進みて之を受け砌を下りて神樂舎の座に着き賢木を座前に置き笏を執りて跼坐す次に笛の所作人本の方の座に着く次に筆築の所作人末の方の座に着く本末とは賢所に向ひて左の方を本とし右を末とす次に音取を奏す其の次第笛を先として筆築之に次ぐ次に人長庭燎の前に進む次に人長司人に御火白く仕へ奉

れと仰す次に人長仰せて召人を起たしむ次に人長司人に軾仕へ奉れと仰す次に人長笛の所作人を召す次に笛庭燎を奏す次に人長笛の所作人に仰せて本の方に着かしむ次に人長筆築の所作人に仰せて末の方に着かしむ次に人長和琴の所作人を召す次に和琴庭燎を奏す次に人長和琴の所作人に仰せて本の方に着かしむ次に人長縫合ヌイを仰す次に笛筆築縫合を奏す次に人長本の拍子の所作人を召す次に拍子庭燎を奏す次に人長本の拍子の所作人に仰せて本の方に着かしむ次に人長末の拍子の所作人を召す次に末の拍子

庭燎を奏す次に人長末の拍子の所作人に仰せて末の方に着かしむ次に人長神樂を勤仕すへき由を申し請ひて座に着く次に歌人本末に分れて座に着く次に司人軾を撤す次に久止段拍子本の拍子先和琴に昫す阿知女の作法問藉音取は笛の所作人之を奏す榊本末閑韓神本末早韓神本末人長乙舞あり次に召人起ちて先笛次に箏築次に和琴次に本拍子次に末拍子次に小前張阿知女和琴音取司人進みて和琴を和琴所作人の前に置きて退く本拍子和琴に昫し先阿知女次に和琴の音取を奏す薦枕本末篠波本末千歳本末早歌本末上拍子次に星音取先笛次に箏築次に和琴之を奏す

吉吉利利本末得錢子本末木綿作本末次に朝倉先づ笛次に箏築次に和琴次に本歌次に末歌之を奏す其駒人長乙舞畢りて本座に復す司人進みて和琴を撤す人長起ちて賢木を執り賢所の階の下に進みて之を掌典に致す掌典階を下り之を取り階を升りて他の掌典に移す之を受けたる掌典之を捧げて宮中に参り女官に付して献上せしむ歌人各退く掌典以下進みて三殿の神饌を撤す此の間樂を奏す次に三殿の御扉を閉づ此の間も亦樂を奏す畢りて各退出す按ずるに御神樂は天祖天窟戸に隠れさせ給ひし時天鈿女命等が俳優せし故事より起りたることなれば神代より傳

はりたることながら内侍所にて御神樂を行ふことは一條天皇の長保四年十二月始まり此より先き宇多天皇の寛平元年十一月賀茂の臨時祭朱雀天皇の天慶五年四月二十七日石清水の臨時祭共に御神樂を行ひたるを見れば一條天皇の時に始まりたるものに非ざることを知るべし一條天皇以來朝廷に盛衰あり典禮に沿革ありつれども内侍所の御神樂は聯綿として絶えず然れども正親町天皇の永祿三年より元龜四年に至るまで十三年間は此の儀の行はれたること諸書に見えず其の後は年年行はれて孝明天皇の御代に至るまで變ることなし明治元年九月七日京都にて

臨時御神樂を行はる昨年恒例の御神樂なかりし故なり翌二年正月十二日又臨時御神樂を行はる御東幸に付き賢所御動座在らせらるべき故なり同年十一月七日にも亦臨時御神樂を行はる賢所東京に御遷座在らせられたる故なり同年十二月十九日恒例の御神樂を行はる同三年閏十月十一日臨時御神樂を行はる皇居中の倉庫に失火ありて賢所御動座在らせられたる故なり同四年十二月二十三日同五年十一月二十八日共に恒例の御神樂を行はる同六年十二月十五日赤坂假皇居に於て御神樂を行はる今年皇居炎上して賢所御遷座在らせられたる故なり同七年八年共に十

明治年中行事
二月十五日を以て行はる同二十二年一月九日今の賢所に
御遷座在らせられ同年十二月十六日今の賢所にて御神樂
を行はる其の後の御次第は上に述べたるが如し
上に曰へる如く御神樂は古來賢所に於てのみ行はれたる
ものなりしが明治初年よりは賢所皇靈殿神殿の三座御同
殿となりたるに由り御神樂も三殿の御爲に行ひ給ふこと
となれり今の宮城にては三殿を各別に鎮齋し奉りたれど
も猶同じ賢所の御城内なれば其の例に依り給へるにや
除夜祭
十二月三十一日大祓畢りたる後賢所皇靈殿神殿に於て除

夜の御祭典あり之を除夜祭と曰ふ其の御次第は歳首三殿
の二日祭三日祭に異なることなし

按ずるに除夜祭の事古書に所見なけれども前にも言へる
節朔祭は明治以前にも賢所にて行はれたりとするときは
除夜の御祭典も其の中に在りしならん明治四年の記録に
除夜祭の事を載せて賢所皇靈の除夜祭は宮中にて行ひ給
ひ八神天神地祇の除夜祭は神祇宮に於て行ひ給ひし由な
れば此の頃より賢所に限らず皇靈八神天神地祇までも除
夜祭を行ひ給ひしこと知るべし其の後八神天神地祇も宮
中に遷り神殿の稱も定りて遂には三殿を各別に御造營在

385.8

H94

明治年中行事正誤

十七丁表
二十七丁表
五十五丁裏
五十六丁裏
主殿ハ諸陵

二十丁表 二月十七日ハ三月二十七日

同 上裏 十二月三十日ハ二十五日
二十五日ハ二十七日
三十七ハ三十六

二十八丁表 十月ハ九月
二月六日ハ正月二十六日
二十九年ハ三十年

五十六丁表 四月ハ十四日
十一月九日ハ十月二十九日
九年ハ十年

上裏 泉涌寺後の山の山陵ハ後月輪陵
十七丁裏 後月輪山陵ハ後月輪陵

五日印刷

日發行

作者 東京市神田區駿河臺北甲賀町一番地
細川潤次郎

行者 東京市京橋區築地三丁目六番地
西川忠亮

著者 東京市京橋區築地三丁目十五番地
野村宗十郎

所 東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社 東京築地活版製造所

らせられて現行の御例となれり。三類を合限し時直書
...
○二日發...

明治年中行事畢

終

